

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○議長（齋藤邦夫君） どうも、おはようございます。

定足数に達しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

上着の脱衣を許可いたします。



◎決算特別委員会委員長の審査報告、討論、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第1、認定第1号、日程第2、認定第2号、日程第3、認定第3号、日程第4、認定第4号、日程第5、認定第5号、日程第6、認定第6号、日程第7、認定第7号、日程第8、認定第8号、日程第9、認定第9号、日程第10、認定第10号、日程第11、認定第11号、日程第12、認定第12号、日程第13、認定第13号までを議題とします。

認定第1号から認定第13号までは決算特別委員会に付託してありますので、決算特別委員会委員長の審査報告を求めます。

5番、中野大徳君。

〔決算特別委員会委員長 中野大徳君 登壇〕

○決算特別委員会委員長（中野大徳君） 決算特別委員会審査報告。

本特別委員会に付託された議案について、審査の結果を会議規則第77条の規定により下記のとおり報告します。

決算審査に当っては、予算を議決した趣旨と目的に従って適正に、そして効率的に執行されたかどうか。それによってどのように行政効果が発揮できたかを主眼に審査しました。

日程第1の認定第1号 平成27年度只見町一般会計歳入歳出決算の認定については、審査結果、本件については、次の理由により不認定にすべきものと決定した。決算認定は、決算年度の財政運営が適正に執行されたかの総合判断であるが、一般会計決算における庁舎建設事業は、役場庁舎建設に係る調査特別委員会の報告と監査委員の指摘にもあるように客観的行政効果は無く、財政運営が適切だったとは判断できず不認定とした。

以上であります。

○議長（齋藤邦夫君） それでは、認定第1号から採決を行いたいと思います。

認定第1号について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

ただ今の委員長のとおり採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号については委員長報告のとおり不認定とすることにご異議ありませんか。

それではあの、ご異議ない方、御起立をお願いします。

〔起立多数〕

○議長（齋藤邦夫君） 多数です。

ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号は委員長報告のとおり不認定とされました。

続いて、認定第2号について報告をお願いいたします。

○決算特別委員会委員長（中野大徳君） 認定第2号 平成27年度只見町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

審査結果。本件については原案のとおり認定すべきものと決定した。

以上であります。

○議長（齋藤邦夫君） 質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

討論ありませんか。

11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） 反対討論です。

○議長（齋藤邦夫君） 反対討論。はい。

○11番（山岸国夫君） 私はこの質疑の中でも意見を述べさせていただきました。町民の健康を守るうえでも大事な制度でありますけれども、医療給付費、後期高齢基金、介護基金のこれらを含めると、27年度においては所得割の10.48パーセントにも及んでおります。また、決算報告書にも、決算審査報告書にもありますように、財政調整基金の活用について住民生活に直結する福祉財源としての活用も検討されたいというふうに指摘されてますように、国保会計の基金、それから財政調整基金を活用した町民生活に充てるべきだと思い、この値上げされている国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書には、の認定については反対であります。

○議長（齋藤邦夫君） 次に、原案の賛成の方の発言を許可いたします。

ありませんか。

これで討論を終わります。

これから認定第2号 平成27年度只見町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

認定第2号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（齋藤邦夫君） 起立多数です。

よって、認定第2号は原案のとおり可決されました。

続いて、認定第3号についてを報告をお願いします。

○決算特別委員会委員長（中野大徳君） 認定第3号 平成27年度只見町国民健康保険施設特別会計歳入歳出決算の認定について。

審査結果。本件については、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

ただ今の委員長報告のとおり採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第3号については委員長報告のとおり認定することに異議のない方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第3号は委員長報告のとおり認定されました。

続いて、認定第4号についてを報告願います。

○決算特別委員会委員長（中野大徳君） 認定第4号 平成27年度只見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

審査結果。本件については原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上であります。

○議長（齋藤邦夫君） 質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） 討論でよろしいんですか。

○議長（齋藤邦夫君） いや、質疑です。

質疑ありませんか。

なければ、続いて討論を行います。

討論ありませんか。

11番、山岸国夫君。

反対の討論ですか。

○11番（山岸国夫君） 反対討論です。

○議長（齋藤邦夫君） 反対討論を許可いたします。

○11番（山岸国夫君） この後期高齢者医療制度。これは国が計画した制度であります、この制度そのものが75歳以上の高齢者を差別する制度であります。本来、福祉政策として高齢者を安心安全に過ごせるようにするのが国の努めであり、町の仕事でもございます。只見町の場合は、当初、全県平均の保険料、保険税が安かったわけですが、全県平均に均され、引き続き町民の生活は度重なる保険料の値上げによって圧迫されております。そういう立場から、町民の生活を守るという点でこの認定には反対です。

○議長（齋藤邦夫君） 次に、原案に賛成の方の発言を許可いたします。

ありませんか。

これで討論を終わります。

これから認定第4号 平成27年度只見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

認定第4号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（齋藤邦夫君） 起立多数です。

よって、認定第4号は原案のとおり認定されました。

続いて、認定第5号について報告をお願いします。

○決算特別委員会委員長（中野大徳君） 認定第5号 平成27年度只見町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

審査結果。本件については、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

討論ありませんか。

11番。

○11番（山岸国夫君） 反対討論です。

○議長（齋藤邦夫君） 山岸国夫君。

反対討論を許可いたします。

○11番（山岸国夫君） この介護保険制度そのものは国の制度でありますけれども、質疑の中でも明らかになりましたように、国はこの介護保険制度から要支援1と2の人を外して、町で介護するような体制にしております。さらには、要介護1・2の人も介護保険から外すというような企みも計画されております。このように介護保険料を徴収しておいて、そしてしかし歳出のほうでは削減していくという、こういう制度そのもののあり方は、これでは国を挙げての詐欺じゃないかというような意見も出している方もあります。町民からお金は取って、しかしその還元していかない。利用者は益々その介護を受ける際にも負担が増大しているのが現実であります。そういう意味では介護を受ける人、支える家族の人、益々大変な状況におかれますし、この27年度においてもそういう流れが見受けられます。よって、この5号には反対であります。

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、原案に賛成の方の発言を許可いたします。

ございませんか。

これで討論を終わります。

これから認定第5号 平成27年度只見町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

認定第5号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（齋藤邦夫君） 起立多数です。

よって、認定第5号は原案のとおり認定されました。

続いて、認定第6号について報告を願います。

○決算特別委員会委員長（中野大徳君） 認定第6号 平成27年度只見町介護老人保健施設特別会計歳入歳出決算の認定について。

審査結果。本件については、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

ただ今の委員長報告のとおり採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第6号について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第6号は委員長報告のとおり認定されました。

続いて、認定第7号について報告をお願いします。

○決算特別委員会委員長（中野大徳君） 認定第7号 平成27年度只見町訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算の認定について。

審査結果。本件については、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

ただ今の委員長報告のとおり採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第7号については委員長報告のとおり認定することに賛成の方はご起立を願います。

〔起立多数〕

○議長（齋藤邦夫君） 賛成多数です。

よって、原案のとおり可決されました。

続いて、認定第8号について報告をお願いします。

○決算特別委員会委員長（中野大徳君） 認定第8号 平成27年度只見町地域包括支援センター特別会計歳入歳出決算の認定について。

審査結果。本件については、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

ただ今の委員長報告のとおり採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第8号については委員長報告のとおり認定することにご異議のない方、御起立をお願いします。

〔起立多数〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第8号は委員長報告のとおり認定されました。

続いて、認定第9号について報告をお願いします。

○決算特別委員会委員長（中野大徳君） 認定第9号 平成27年度只見町簡易水道特別会計
歳入歳出決算の認定について。

審査結果。本件については、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上であります。

○議長（齋藤邦夫君） 質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

ただ今の委員長報告のとおり採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第9号については委員長報告のとおり認定することにご異議ない方、ご起立
をお願いします。

〔起立多数〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第9号は委員長報告のとおり認定されました。

認定第10号について報告をお願いします。

○決算特別委員会委員長（中野大徳君） 認定第10号 平成27年度只見町観光施設事業特
別会計歳入歳出決算の認定について。

審査結果。本件については、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

ただ今の委員長報告のとおり採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第10号については委員長報告のとおり認定することにご異議ない方はご起立をお願いします。

〔起立多数〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第10号は委員長報告のとおり認定されました。

続いて、認定第11号について報告をお願いします。

○決算特別委員会委員長（中野大徳君） 認定第11号 平成27年度只見町交流施設特別会計歳入歳出決算の認定について。

審査結果。本件については、次の意見を付して原案のとおり認定すべきものと決定した。

木質バイオマス施設整備については、資源の調査結果や費用対効果を踏まえ、慎重に検討されたい。

以上であります。

○議長（齋藤邦夫君） 質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

ただ今の委員長報告のとおり採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第11号については委員長報告のとおり認定することにご異議ない方はご起立を願います。

〔起立多数〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第11号は委員長報告のとおり認定されました。

続いて、認定第12号について報告を願います。

○決算特別委員会委員長（中野大徳君） 認定第12号 平成27年度只見町集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

審査結果。本件については、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上であります。

○議長（齋藤邦夫君） 質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

ただ今の委員長報告のとおり採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第12号については委員長報告のとおり認定することにご異議ない方はご起立を願います。

〔起立多数〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第12号は委員長報告のとおり認定されました。

続いて、認定第13号について報告を願います。

○決算特別委員会委員長（中野大徳君） 認定第13号 平成27年度只見町朝日財産区特別
会計歳入歳出決算の認定について。

審査結果。本件については、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

ただ今の委員長報告のとおり採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第13号については委員長報告のとおり認定することにご異議ない方はご起立を願います。

〔起立多数〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第13号は委員長報告のとおり決定いたしました。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎発委第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第14、発委第4号 議員の派遣についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、新國秀一君。

[4 番 新國秀一君 登壇]

○ 4 番 (新國秀一君) それでは、発委第 4 号 議員派遣について。

上記の議案を下記のとおり地方自治法第 1 0 0 条第 1 3 項及び只見町議会会議規則第 1 2 7 条の規定により提出します。

内容については裏面となります。

議員派遣について。本会議は、次のとおり議員を派遣するものとする。1、町村議会議員研修会。目的。議会の活性化に資するため。派遣場所。郡山市ビッグパレットふくしま。期間。平成 2 8 年 1 0 月 3 1 日の 1 日間。派遣議員。只見町議会議員 1 2 名。

以上でございます。

○議長 (齋藤邦夫君) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 (齋藤邦夫君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 (齋藤邦夫君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

発委第 4 号 議員の派遣については原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長 (齋藤邦夫君) ご異議なしと認めます。

よって、発委第 4 号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎日程の追加

○議長 (齋藤邦夫君) ここでお諮りをいたします。

請願・陳情の付託を日程に追加し、追加日程第 1 とし、審議したいと思いますが、ご異議

ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、請願・陳情付託を日程に追加し、追加日程第1とし、議題とすることに決定いたします。

資料を配付させます。

〔資料配付〕

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎請願・陳情付託

○議長（齋藤邦夫君） それでは、追加日程第1、請願・陳情付託について。

本日までに受理した請願・陳情はお手元に配付しました請願・陳情文書表のとおりであります。

これを所管の常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

したがって、請願・陳情文書表のとおり付託することに決定をいたしました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎正副議長・議員の公務出張等について

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、9月会議以降における正副議長・議員の公務出張等についてお諮りをいたします。

9月会議以降の活動及び各種行事、会議等への出席など、議会の公務出張の必要がある場合は、その都度、議長の承認・指名により行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、本件はそのように決定いたしました。

上着を着用してください。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎町長あいさつ

○議長（齋藤邦夫君）　ここで、町長より発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

町長。

○町長（目黒吉久君）　本日をもちまして9月会議、散会となりますけれども、散会にあたりまして一言挨拶を申し上げさせていただきます。

今般の議会、だいぶ長い期間の会議でございましたが、27年度の決算認定ということで、補正予算もありましたけれども、それぞれ提出した議案案件をそれぞれご審議いただきました。それで、ただ今、決算特別委員会審査報告ということでいただいたわけですが、一般会計、27年度の只見町一般会計歳入歳出決算の認定については不認定とするという決定だということでご報告を受けました。これはそれぞれ、議会の皆さん方が決算特別委員会でご審議されて、こういった報告をいただいたということでもあります。

私の気持ちも若干、これに関しまして申し上げさせていただきます。

やはり、認定・不認定の理由ですけれども、やはりここには役場庁舎建設に係ることがひとつ大きな要因として挙げられております。それから、これは役場庁舎建設だけでなく、その他全てのことなのかどうか、客観的行政効果がなくというような指摘もございますけれども、少なくとも厳しい環境の中で、それぞれ27年度も当初予算にしたがって、その旨の目的達成のために限られた環境の中で職員一丸となって努力してきたところであります。それに、達成目的に至らなかったこともあるでしょうし、鋭意また、この場も引き続き検討、実現に向けて取り組んでいるものもございます。そういった意味におきまして、従来ですと決算認定、意見を付してということでもありますけれども、こうして今回は不認定だということは、私も当初、今回の会議の冒頭に、私も任期2年で終わりですというようなことを申し上げましたけれども、8年間の流れの中でこの最後の年に決算認定が不認定となったことは非常に残念であります。それは私自身、町長としての力不足を認めたいと、やはりこういった認定を受けたということが職員の日頃の努力を慮った時に、非常に残念な思いでありま

す。

次に、もう1点は、今議会中に議長から、先般8月1日で補正予算否決されたもののうちの1・2点、再議に付せないかという申し入れがありましたけれども、これは全て補正予算、一括、ひとつの議案としてご審議願うために提出した補正予算、六つほどございましたけれども、その過程の中では修正動議の経過もなく、一括否決されたわけでございますから、今この段階において、一つ・二つの案件を再議に付すということの申し入れに対しましてはなかなか私としては受け入れ難いものもございます。したがって、新庁舎の仮移転等々につきましても、案件については、やがて近いうちに新町長ができるわけでございますから、そこに新たに私としましては委ねたいというふうに思っております。

それから、今般の一般質問。またはこれまでの私の2期、これからも任期期間中、あと3ヶ月ございますから、たぶん、この場でそれぞれの案件に対しましては場はあるわけですが、こういった形で意見を申し上げさせてもらえる時間はたぶんないのかと思いますので、一言、総括して申し上げさせていただきます。

2期8ヶ年の通算と、それから今般の9月の決算議会を通しまして、いろいろとそれぞれ、皆さんと共にまちづくり、産業振興、観光振興、地域振興といった形をご議論させてもらったわけですが、やはり振り返って思いますことは、当初、なかなか我々も説明不足といった、またそのプロセスにおいて非常によく指摘されたことではございますけれども、それでも精一杯、説明、ひとつの事案に対しましては説明という努力をする。そして全般にはやはりその、全体構想をもって、概略ではございまして皆さん方に、例えば、一つとれば、公共施設再配置も出だしはそうでありましたし、または只見町の観光振興であったり、医療福祉の関係のことも、大方の全体計画や全体的な考え方をもって、そしてその年度年度の予算を組ませていただいて、実行に移すというわけでございます。また今般、いろいろと国のほうも、景気対策を含めて様々な補正予算、景気対策の予算、財政支援的なものを出されまして、そういったものを受け止めてやる場合もですね、何かやはりその、全体的な話の段階では、総論的にはやはり皆さんとなかなか、その意見は大体合致すると。一つ一つ実行段階になっての詰めに入ってしまうと、やはりいろんな課題がございます。こういうご時世ですから。いろんな課題があった時、二歩進んで一歩下がる。もしくは一歩進んで二歩下がる。そんなことの繰り返しの中で試行錯誤しながら今は一つ一つ、それぞれの案件に立ち向かっていかなきゃいけないような時代ではないのかなというふうに思います。ですから、

ですから当局と議会との関係の中で、よく二元代表制の話もお聞きしましたけれども、やはりあの、適度な緊張とけん制を持ちながらも、そのうえでやはり、提案を持った形の中で最終的に調整をどう図るかといったような形で、やはり議論させていただいて、結果を出していくということが、それが大事であり、且つ又、それが二元代表制だろうなというふうに思います。今、世界全体を見ても、国際的な環境も、本当にあの、厳しい環境でございます。平和に関しましてもテロも横行しています。いろんな政治の世界も、右か左か、前か後ろか、ゼロかどうかといったような極端な議論がされる環境でございます。ましてや日本の社会もそうですし、我々のこのちっちゃな只見町においても、人口減少の中でやはりいろんな議論、いろんな町民との対話においても、どうしてもその議論が極端な形で話し合いの場になってしまうといったような環境がやはり醸成されつつある中で、やはりここは、こんなことは、こんなことを申し上げるのも申し訳ありませんが、私自身の力の不徳とするところを前提として、尚、この場で先の想いを含めて申し上げているわけですけれども、あえてやはり、こんな時こそ、本当にあの、それぞれの立場の、立場の苦労というものを理解しながら、意見の集約に努めていく。そういった意味の見識を高めることと、やはりひとつの相手の立場の意見は食い違いましても、立場の尊重と寛容さをもって議論をするという環境ができないと、なかなか良い成果が出せないんだろうなと。それは当局や議会との関係ばかりでなくて、やはり今、町民もいろんな形の中で不安が増大しておりますから、この只見町に対する誇りや自信も失いつつある中で、これもまたひとつ、極端な形でテンションが上がったり下がったりするわけですけれども、いろんな世代が、やはり若者からお年寄りまで、自由にやはり積極的に意見が出せたり、また出していけるような環境をつくっていくことが、やはりこれから、ここで生まれ育った若者や、またはIターン・Uターンも含めて、只見町に戻ろうかと、戻って生活しようかと思った時に、やはり我々、ここに今、現実、住んでいる大人たちが、どんな姿勢で、どんな考えで、どんなそのお互いの意見交換、コミュニティーを図りながら町づくりにまい進しているんだという姿が、もしも見出す、または与えることができなかつたならば、やはり若者は只見町に帰って、何が夢を持てるんだろう。自分達の町づくりにどんな立場で参加できるんだろうかといったようなことが、非常に私は影響をするのではないのかなといったようなことを私自身のこの2期8年間を通して、本当に力足らずを反省しながら、そんなことを今思いながら、これからまた議員の皆さん方はこれから後、まだ3ヶ年半ございますから、どうか、自分の、こんなことできなかつたことを申し上げて、また皆さ

ん方に要望申し上げるのも申し訳ない気はするんですけども、そういうことをやはりお互いが、それぞれ全町民が理解しながら、意見といたしますか、その整合性を図っていく。そういうことが大事なのかなというふうに思っております。

どうかあの、これから先もですね、いろいろと、新たな町長もできるでしょうけれども、どうか今後の町政進展のためには、やはり、本当の意味での信頼関係と尊敬を持ちながら、また礼儀も正しくしながら、意見交換ができるということが大事な前提ではないのかなというふうに思います。それぞれ、皆さんからご指摘受けながら、またサポートをいただきながら、まだ若干の残り期間がありますけれども、これまで一生懸命務めさせていただきましたことを感謝申し上げながら、一言、9月会議を閉めるにあたっての挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議長あいさつ

○議長（齋藤邦夫君） それではあの、議長のほうからも一言、御礼方、御挨拶を申し上げます。

この度の9月会議は通算11日の日程でございました。条例予算。そして決算の認定。各位のご協力をいただきまして議事日程も予定通り審議することができました。また、6月会議で設置をいたしました役場庁舎に係る特別委員会の調査報告は委員各位の慎重な審議調査をいただき、報告をいただきましたが、誠にご苦勞様でございました。また、9月会議は平成27年度の決算を認定する極めて重要な会議でございました。議会でもございましたが、決算特別委員会を設置し、慎重審議をいただき誠にご苦勞様でございました。ありがとうございました。ただ、平成27年度の一般会計の決算が不認定になったことは極めて残念であり、遺憾でございました。ひとつ、猛省して行政運営に当たっていただきたいなど、そのようにご要望を申し上げたいと存じます。

また、当局におかれましては、一般質問あるいは議案の審議の中でいろいろな提案や意見がございました。そういったことについてもひとつ、意見を留意され、今後の町政運営に参考とさせていただきたいなど、そのようにご要望を申し上げます。

執行機関並びに説明員の皆様には長時間に亘り、議会の審議にご協力をいただきまして誠にありがとうございました。

さて、議員各位におかれましては、実りの秋を迎えまして何かとご多用中と思いますが、健康には十分に留意されまして、町民福祉と町政発展のために尚一層のご尽力を賜りますように祈念申し上げまして御礼の挨拶といたします。

どうもありがとうございました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎散会の宣告

○議長（齋藤邦夫君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会をしたいと思います。

どうもご苦勞様でした。

（午前 10 時 42 分）

